

商標・社標の部

1. 応募資格

県内に在住の個人又は法人

2. 募集商標・社標

商標・社標として現在使用しているもの。

3. 出品料(税込価格)

1) 継続出品 1件 5,100円

2) 新規出品 1件 10,300円(パネル作成費用を含む)

4. 申込方法

1) 継続出品

所定の申込書に必要事項を記入し、実行委員会事務局または最寄りの一般社団法人岐阜県発明協会の各支会(以下、「各支会」とする。)事務局宛、提出してください。(最終ページ記載)ただし、「申込者・連絡先」の欄以外の記入は省略しても構いません。

2) 新規出品

所定の申込書に必要事項を記入し、商標・社標の色見本と一緒に、商標登録を受けたものは公報の写しを1部、出願中のものは願書の写しを1部添付して、実行委員会事務局または最寄りの各支会事務局宛、提出してください。

5. 募集期間

平成29年7月1日(土)～9月20日(水) [実行委員会事務局必着・期限厳守]

6. パネルの保管

商標・社標パネルは実行委員会事務局で保管します。

全日本学生児童発明くふう展応募作品に対する 一般社団法人日本音楽著作権協会の見解

1. 第三者の著作物を使用する場合はあくまでも著作者と使用者の使用許諾・契約によるものであるから、使用するキャラクターについても事前に著作者に了解を求めることが必要である。
ただ、外国のキャラクター等については著作権管理者の特定が難しい場合がある。
2. 著作権では、全くのコピーの無断使用を防止することが目的ではあるが、最近では近似しているものにまで及んでおり、オリジナルの著作物への影響も考慮されている場合があるので注意が必要。
3. 音楽における著作権は、演奏使用に係るもの複製使用に係るもの出版(歌詞等の表示)に係るものがあるが、
 - ① 演奏(作品が奏でる音源を含む)が営利目的でない場合は許諾・使用料納付の手続きは不要。(演奏許諾)
 - ② 作品に曲を用いることは、複製(音楽をCDからカセットテープへダビングすることと同じ)使用料が発生する。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りでない。(複製許諾)
 - ③ 曲の再現だけでなく、歌詞を表示することは、出版使用料が発生する。(出版許諾)加えて、これらの使用料は、展示するか否かではなく製作するか否かで判断するものであり、製作前に許可を得、使用料を納付する必要がある。
また、展示する際は、許可を得ていることを表示(許諾番号の表示やシールの添付)する必要がある。
既存の曲を記憶させた IC チップを使用する場合にも事前にメーカーに問い合わせるか社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)に許可を得ているかを確認する必要がある。

【著作権に関する問い合わせ先】

- ◎ 文化庁 著作権課 東京都千代田区霞が関 3-2-2 TEL 03-5253-4111(代表)
ホームページ <http://www.bunka.go.jp/>
- ◎ (一社)日本音楽著作権協会(JASRAC)(音楽作品を利用する場合)
東京都渋谷区上原 3-6-12 TEL 03-3481-2121(代表)
ホームページ <http://www.jasrac.or.jp/>
- ◎ (一社)日本レコード協会(RIAJ)(音楽 CD を利用する場合)
東京都港区虎ノ門 2-2-5 共同通信会館 9 階 TEL 03-5575-1301 (代表)
ホームページ <http://www.riaj.or.jp/>

以上